

平成21年度

「国費外国人留学生(研究留学生)の
優先配置を行う特別プログラム」

Q & A

平成21年4月

文部科学省高等教局学生・留学生課留学生交流室

目 次

1. 基本的事項

- Q 1 - 1 「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の目的は何か。…………… 1
- Q 1 - 2 「優先配置を行う」とはどういうことか。…………… 1
- Q 1 - 3 研究留学生とは大学院に在学する留学生をいうのか。…………… 1
- Q 1 - 4 本プログラムで配置される研究留学生は非正規生でもよいのか。…………… 1
- Q 1 - 5 本プログラムは10月開始・9月修了としなければならないのか。…………… 1

2. 申請方法

- Q 2 - 1 募集の対象となるのは大学院を設置する大学だけか。…………… 2
- Q 2 - 2 共同利用施設や留学生センター等からの申請は可能か。…………… 2
- Q 2 - 3 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請はどのようになるのか。…………… 2
- Q 2 - 4 複数の大学が連携しての申請は可能か。…………… 2
- Q 2 - 5 同一研究科からの複数申請は可能か。…………… 2
- Q 2 - 6 同一専攻が複数のプログラムに参加しても可能か。…………… 2
- Q 2 - 8 平成18、19年度に選定されなかったプログラムは、今回新たに申請できるのか。…………… 3

3. 申請内容

- Q 3 - 1 申請内容で「留学生に配慮したプログラムであること」とあるが、具体的にどのようなことか。…………… 3
- Q 3 - 2 将来、博士課程の設置を計画しているが、修士課程＋博士課程（5年間）の形態で応募することは可能か。…………… 3
- Q 3 - 3 実績報告書の提出はいつ頃行うのか。…………… 3
- Q 3 - 4 優先配置期間を継続することはできるのか。…………… 3
- Q 3 - 5 優先配置期間が5年間では短いのではないか。…………… 3
- Q 3 - 6 優先配置希望人数が最大10名ではプログラム実施の観点から、少ないのではないか。…………… 4
- Q 3 - 7 修士課程＋博士課程の形態で、修士課程と博士課程の優先配置人数は異なってもよいのか。…………… 4
- Q 3 - 8 プログラム形態で「修士課程＋博士課程」と「博士課程（一貫制）」の違いは何か。…………… 4
- Q 3 - 9 ツイニングプログラムの場合、奨学金等の支給はどのようになるのか。…………… 4
- Q 3 - 10 ツイニングプログラムで、平成21年10月に外国の大学に入学し、平成22年10月に日本の大学に在学する場合、今回のプログラム公募に申請できるのか。…………… 4

Q 3-11	円借款など、日本政府の他の学生交流奨学金スキームと併せたプログラムとすることは可能か。……………	5
4.	審査・評価	
Q 4-1	審査はどのように行われるのか。……………	5
Q 4-2	分野別の選定割合はあるのか。……………	5
Q 4-3	選定件数は、大学の設置形態や交流形態などの要素に基づき決められるのか。……………	5
Q 4-4	既設のコースがある場合、同じ内容で申請することは可能か。また、既設のコースを基にしたプログラムとはどのようなものか。……………	5
Q 4-5	何件のプログラムを選定するのか。……………	6
Q 4-6	選定結果はどのように通知されるのか。また、公表されるのか。……………	6
Q 4-7	ヒアリングを実施する予定はあるのか。……………	6
5.	申請書等	
Q 5-1	「研究留学生配置実績」とはどういう意味か。……………	6
Q 5-2	「受入れ学生数」にはどのように記入すればよいのか。……………	6
Q 5-3	複数の大学が連携する場合、「受入れ学生数」にはどのように記入すればよいのか。……………	7
Q 5-4	「連携大学・研究科等」にはどのように記入すればよいのか。……………	7
Q 5-5	「交流形態・受入体制」にはどのように記入すればよいのか。……………	7
Q 5-6	「大学等間交流協定実施状況」で全てを記載すると欄が足りなくなるがどうすればよいか。また、過去3カ年に新規に締結した協定だけを記載するのか……………	7
Q 5-7	申請時にはカリキュラムや担当教員数が完全には確定していない場合、どうすればよいのか。……………	7
Q 5-8	カリキュラムにはどのようなことが記載されている必要があるのか。…	8
6.	研究留学生の優先配置等	
Q 6-1	本プログラムで配置される研究留学生は非正規生でもよいのか。……………	8
Q 6-2	本プログラムによる留学生は10月入学としなければならないのか。…	8
Q 6-3	本プログラムに優先配置を希望する国費留学生は、すべて新規渡日でなくてはならないのか。……………	8
Q 6-4	本プログラムに選定された場合、大学推薦特別枠で研究留学生を何名推薦できるのか。……………	8
Q 6-5	当該プログラムに受入れる私費留学生について何か制約はあるのか。…	9
Q 6-6	修士課程のみのプログラム（2年間）で優先配置人数が5名として選定された場合、完成年度には10名在学することになるが、合計人数にのみ着目	

	して初年度で3名を採用し、翌年度に7名を採用することは可能か。……	9
Q 6-7	修士課程+博士課程の形態で、修士課程からの採用者は博士課程まで進学しないといけないのか。……	9
Q 6-8	修士課程+博士課程の形態で、修士号取得者については博士課程から研究留学生として採用することは可能か。……	9
Q 6-9	修士課程+博士課程の形態で、修士課程での採用者が博士課程へ進学した場合は、博士課程での優先配置人数に含まれるのか。……	9
Q 6-10	既に大学の正規課程に在籍している私費留学生を選定されたプログラムの研究留学生として推薦することは可能か。……	9
Q 6-11	選定されたプログラムにより受入れた研究留学生が、渡日後の当初6ヶ月を非正規生として在学し、日本語等予備教育を受ける場合は、奨学金等が支給されるのか。……	10
Q 6-12	修士課程+博士課程の形態である既設の「英語による特別コース」の場合、修士課程で採用した研究留学生が博士課程への進学を希望した場合は、引き続き研究留学生として奨学金等が支給されるのか。……	10

7. その他

Q 7-1	選定されたプログラムに、大学推薦特別枠として研究留学生候補者を推薦する場合、どのような手続きをとるのか。……	10
Q 7-2	申請書の提出は提出期間内の消印があればよいのか。持参可能か。……	11
Q 7-3	文部科学省担当者から事前相談を受けることは可能か。……	11
Q 7-4	本プログラムの説明会の開催予定はあるのか。……	11
Q 7-5	来年度も公募する予定はあるのか。……	11

1. 基本的事項

Q 1 - 1 「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」の目的は何か。

A. 「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」とは、国際的に魅力ある留学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムにより受け入れる留学生の一部を国費外国人留学生（研究留学生）（以下「研究留学生」という。）として優先的に配置することにより、各大学における留学生受入れが更に促進され、それらのプログラムが我が国の留学生受入れモデルの1つとなり、留学生受入れの意義である①諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、②我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化、③国際社会に対する知的貢献の増進が図られることを目的としています。

なお、本事業は、選定されたプログラムにおいて受け入れる留学生の一部を、研究留学生として優先的に採用するという留学生個人への支援を目的としており、当該プログラムに対して、大学に直接的あるいは間接的に経費支援を行うものではありません。

Q 1 - 2 「優先配置を行う」とはどういうことか。

A. 我が国の大学が大学間交流協定等に基づき、外国の大学から受け入れる留学生を文部科学省が外国人留学生の選考等に関する調査・研究協力者会議での選考を経て、研究留学生として当該プログラムに優先的に採用するということです。

Q 1 - 3 研究留学生とは大学院に在学する留学生をいうのか。

A. はい。大学院に在学する留学生のみを対象とし、学部等に在学する留学生は対象外です。

Q 1 - 4 本プログラムで配置される研究留学生は非正規生でもよいのか。

A. いいえ、正規生のみです。本プログラムにより大学院での学位取得を目的としているので、非正規生は含まれません。

Q 1 - 5 本プログラムは10月開始・9月修了としなければならないのか。

A. はい。原則として10月開始・9月修了とします。

2. 申請方法

Q 2 - 1 募集の対象となるのは大学院を設置する大学だけか。

A. はい。なお、大学院大学や専門職大学院も対象となります。

Q 2 - 2 共同利用施設や留学生センター等からの申請は可能か。

A. 当該プログラムの単位は研究科、専攻の単位となっていることから、研究科以外の例えば全学の共同利用施設や留学生センター等からの直接の申請はできません。しかしながら、例えば、留学生センター独自のプログラムであるが、研究科をまたがるような場合は、研究科長のうちから代表者を決めて申請できます。(留学生センターに大学院正規課程が置かれている場合は留学生センター長からの申請も可能です。)

Q 2 - 3 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請はどのようになるのか。

A. 他大学との再編・統合が決まっている大学であっても、平成21年4月現在設置されている大学から申請してください。

Q 2 - 4 複数の大学が連携しての申請は可能か。

A. 可能です。大学をまたがった申請の場合は、代表大学及びプログラム代表者を決めて申請してください。なお、プログラム代表者の所属大学が代表大学となります。

Q 2 - 5 同一研究科からの複数申請は可能か。

A. 可能です。ただし、同一専攻からの申請は原則として1件に限ります。

Q 2 - 6 同一専攻が複数のプログラムに参加しても可能か。

A. 1専攻が1プログラムに参加することを基本としています。ただし、プログラムの趣旨や目的が異なるとともに、同一専攻がカリキュラムや運営面で複数のプログラムに参加することが可能である場合は、その旨を双方の申請書に記入してください。

Q 2 - 7 平成18、19年度に選定されなかったプログラムは、今回新たに申請できるのか。

A. はい。平成18、19年度に選定されなかったプログラムについては、審査結果を踏まえ、プログラム内容の充実発展を図っている場合には、今回再度申請することは可能です。

3. 申請内容

Q 3 - 1 申請内容で「留学生に配慮したプログラムであること」とあるが、具体的にどのようなことか。

A. 例えば、英語による教育など使用言語に配慮することで、留学生の日本語能力の有無にかかわらず当該プログラムの教育を受けることができるか等であり、詳細については、別添「審査要項」を参照してください。

Q 3 - 2 将来、博士課程の設置を計画しているが、修士課程＋博士課程（5年間）の形態で応募することは可能か。

A. 応募は、研究留学生の配置年度において当該専攻及び課程が完成されているものに限ります。将来、設置が計画されている課程を含めて応募することはできません。この場合は、修士課程（2年間）の形態で応募してください。

Q 3 - 3 実績報告書の提出はいつ頃行うのか。

A. 優先配置期間終了後、速やかに提出してください。具体的な様式及び提出方法等は後日通知します。

Q 3 - 4 優先配置期間を継続することはできるのか。

A. 優先配置最終年度に改めて申請をしていただくこととなりますが、詳細については現在検討中です。

Q 3 - 5 優先配置期間が5年間では短いのではないか。

A. 優先配置期間は5年間です。

Q3-6 優先配置希望人数が最大10名ではプログラム実施の観点から、少ないのではないか。

A. 本プログラムは国費による研究留学生のみならず、多くの優秀な私費留学生を受け入れていただくことを目的としておりますので、必ずしも少ないというわけではありません。なお、優先配置希望人数を10名とした場合、優秀な私費留学生または日本人学生を少なくとも10名受け入れた合計20名のプログラムにする必要があります。

Q3-7 修士課程+博士課程の形態で、修士課程と博士課程の優先配置人数は異なってもよいのか。

A. はい、可能です。申請書において、修士課程と博士課程のそれぞれの人数が分かるように優先配置希望人数を記入してください。

Q3-8 プログラム形態で「修士課程+博士課程」と「博士課程（一貫制）」の違いは何か。

A. 「修士課程+博士課程」の場合は、修士課程から博士課程への延長、修士課程での修了や博士課程からの入学が可能となります。一方、「博士課程（一貫制）」の場合は、修士課程からの入学者が継続して博士課程まで在籍することが可能となりますが、博士課程からの入学はできません。

Q3-9 ツイニングプログラムの場合、奨学金等の支給はどのようになるのか。

A. 本事業は、外国の大学から日本の大学に受け入れる留学生の一部を研究留学生として優先的に採用することから、日本の大学院に在学しかつ日本国内に滞在している期間のみ研究留学生として奨学金等が支給されます。

例えば、修士課程において1年目を日本国内で、2年目を海外において履修する場合は、1年目の期間にのみ奨学金等が支給されます。

Q3-10 ツイニングプログラムで、平成21年10月に外国の大学に入学し、平成22年10月に日本の大学に在学する場合、今回のプログラム公募に申請できるのか。

A. 今回のプログラム公募に申請するには、本事業全体の円滑な実施に鑑み、留学生が実際に渡日し正規生として当該プログラムの受講を開始する年度になる必要があります。

Q 3-11 円借款など、日本政府の他の学生交流奨学金スキームと併せたプログラムとすることは可能か。

- A. いいえ、このようなプログラムは、円借款に加え国費外国人留学生制度による国の予算を二重投資するものであることから、特別プログラムの対象外となります。

4. 審査・評価

Q 4-1 審査はどのように行われるのか。

- A. 大学から申請されたプログラムについては、専門家や有識者等により構成される「外国人留学生に関する調査・研究協力者会議 国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム選定委員会」において、書面審査を行い、合議制により選定候補を選定することを予定しています。

Q 4-2 分野別の選定割合はあるのか。

- A. 分野別に、その割合を決めて選定するものではありません。審査要項のとおり、学問分野の内容を審査するものではなく、研究留学生を優先的に採用するにふさわしいプログラムかどうかを審査します。

Q 4-3 選定件数は、大学の設置形態や交流形態などの要素に基づき決められるのか。

- A. 申請のあったプログラムの内容について審査することから、設置形態や交流形態、地域といった内容以外の要素をもとに選定割合を決めて選定するものではありません。

Q 4-4 既設のコースがある場合、同じ内容で申請することは可能か。また、既設のコースを基にしたプログラムとはどのようなものか。

- A. 大学において英語のみで学位を取得することが可能な既設のコースがある場合、当該コースと同じ内容で申請することは可能です。ただし、実績等を踏まえ、改めて審査することになりますので、本公募の公募要領及び審査要項に照らし、公募の目的に沿ったものであるかよく確認してください。

また、「基にした」とは、既設のコース等を改善又は見直したプログラムであると大学が判断したものをいいます。

いずれの場合も、申請書の【5.】も記入することとなりますので留意してください。

なお、ここでいう「既設のコース」とは平成18、19年度に採択した「国費外国人

留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」とは異なることにご留意ください。

Q 4 - 5 何件のプログラムを選定するのか。

A. プログラムの応募状況や優先配置希望人数等に左右されるため、公募時点では明確な選定数は未定ですが、全体で30名程度の研究留学生を採用できる規模で、プログラムを選定する予定です。

Q 4 - 6 選定結果はどのように通知されるのか。また、公表されるのか。

A. 選定結果は応募のあった大学に対して、学長あて書面で結果を通知します。
また、選定されたプログラムについては、文部科学省ホームページ等で公開する予定です。

Q 4 - 7 ヒアリングを実施する予定はあるのか。

A. 現時点では予定していません。

5. 申請書等

Q 5 - 1 「研究留学生配置実績」とはどういう意味か。

A. 大学に英語のみで学位の取得が可能な既設のコースがあり大学推薦による研究留学生を配置していたことを意味します。

Q 5 - 2 「受入れ学生数」にはどのように記入すればよいのか。

A. 当該プログラムにより新規で受け入れる1学年の学生数を記入してください。
また、プログラムの形態が「修士課程+博士課程」の場合は、全体数及び研究留学生優先配置希望人数は、修士課程、博士課程それぞれの人数を記入してください。
なお、優先配置希望人数は課程ごとにそれぞれ受入れ学生数の半数以下（50%）である必要があります。

<記入例> 20人（修士10人、博士10人）

（うち研究留学生優先配置希望人数：6人（修士3人、博士3人））

Q5-3 複数の大学が連携する場合、「受入れ学生数」にはどのように記入すればよいのか。

- A. 当該プログラムにより新規で受け入れる1学年の留学生数を記入してください。
したがって、複数の大学が連携する場合は、各大学で受入れる学生数の合計を記入することになります。
なお、内数として各大学の内訳人数がわかるように記載してください。

Q5-4 「連携大学・研究科等」にはどのように記入すればよいのか。

- A. 複数の大学又は同一大学の複数の研究科や専攻が連携して実施する場合は、全ての大学名及び研究科や専攻名をそれぞれ記入してください。

Q5-5 「交流形態・受入体制」にはどのように記入すればよいのか。

- A. 一つの大学が単独でプログラムを実施する場合は「a. プログラム実施大学が単数」、例えば、連合大学院やコンソーシアムなどにより複数の大学が連携して実施する場合は「b. プログラム実施大学が複数」、特定の単数の外国大学と連携して実施する場合は「c. 1対1型」と記入してください。

Q5-6 「大学等間交流協定実施状況」で全てを記載すると欄が足りなくなるがどうすればよいか。また、過去3カ年に新規に締結した協定だけを記載するのか。

- A. 欄の幅を調節するなど、最近3カ年の交流実績の状況について、相手大学等名、締結年、協定内容（簡潔に）、交流実績（学生、研究者間の交流実績に限る）を記入してください。それでも、分量が多く記入しきれない場合は、主なものを記載し、「他〇件」と分かるように記入してください。
また、3カ年以上前に締結した協定であっても過去3カ年間に交流実績がある場合には記載してください。

Q5-7 申請時にはカリキュラムや担当教員数が完全には確定していない場合、どうすればよいのか。

- A. 申請時において実現可能性が最も高い予定に基づき記入してください。

Q5-8 カリキュラムにはどのようなことが記載されている必要があるのか。

A. 授業科目や内容、履修条件など一般的な内容がわかるものとしてください。シラバスとは異なります。

6. 研究留学生の優先配置等

Q6-1 本プログラムで配置される研究留学生は非正規生でもよいのか。

A. いいえ、正規生のみです。本プログラムにより大学院での学位取得を目的としているので、非正規生は含まれません。

Q6-2 本プログラムによる留学生は10月入学としなければならないのか。

A. はい。プログラムの開始時期は原則として10月開始となっているので、10月入学となります。

Q6-3 本プログラムに優先配置を希望する国費留学生は、すべて新規渡日でなくてはならないのか。

A. はい、原則として全て新規渡日となります。

ただし、初年度となる平成21年度についてのみ、優先配置希望留学生のうち、半数（50%）を上限として既に現在私費外国人留学生として在学している者を推薦することは可能です。この場合であっても授業料等については大学に負担していただくこととなりますのでご注意ください。

Q6-4 本プログラムに選定された場合、大学推薦特別枠で研究留学生を何名推薦できるのか。

A. 文部科学省が決定した優先配置人数を上限として推薦することが可能です。

なお、本プログラムに応募する際に、申請書に研究留学生の優先配置希望人数を記入することとなっていますので、当該希望人数を考慮し、プログラム審査の際に併せて優先配置人数を決定します。

Q 6 - 5 当該プログラムに受入れる私費留学生について何か制約はあるのか。

A. 本事業は、国費による研究留学生を優先的に採用するにふさわしいプログラムであるか否かを判断するものであり、国費留学生以外の私費留学生の受入れについて制約を課すものではありません。(私費留学生のみでプログラムを実施することについて制約を課すものではありません。)

Q 6 - 6 修士課程のみのプログラム(2年間)で優先配置人数が5名として選定された場合、完成年度には10名在学することになるが、合計人数にのみ着目して初年度で3名を採用し、翌年度に7名を採用することは可能か。

A. できません。審査により認められた1学年の新規採用数を超えることはできないことから、この場合には翌年度は7名ではなく、優先配置人数の5名までとなります。

Q 6 - 7 修士課程+博士課程の形態で、修士課程からの採用者は博士課程まで進学しなければいけないのか。

A. いいえ、修士課程で修了することも可能です。

Q 6 - 8 修士課程+博士課程の形態で、修士号取得者については博士課程から研究留学生として採用することは可能か。

A. はい、優先配置が認められた人数の以内であれば可能です。

Q 6 - 9 修士課程+博士課程の形態で、修士課程での採用者が博士課程へ進学した場合は、博士課程での優先配置人数に含まれるのか。

A. 含まれます。したがって、プログラム内で修士課程から博士課程に進学した者がいる場合、博士課程での新たな採用者数は、博士課程での優先配置人数から進学者数を差し引いた人数となります。

なお、この場合、別途通知される延長申請を行う必要があります。

Q 6 - 10 既に大学の正規課程に在籍している私費留学生を、選定されたプログラムの研究留学生として推薦することは可能か。

A. 原則として不可能です。既に在籍している私費留学生は国内採用による国費外国人留

学生（研究留学生）の公募で推薦してください。

ただし、初年度（平成21年度）の10月入学者に限り、優先配置希望人数の半数（50%）を上限として既に在籍している私費留學生を推薦することを可とします。

Q6-11 選定されたプログラムにより受入れた研究留學生が、渡日後の当初6ヶ月を非正規生として在学し、日本語等予備教育を受ける場合は、奨学金等が支給されるのか。

A. 本プログラムは学位取得を目的としたものであり、渡日直後に正規課程へ入学することを基本としますので、研究生等の非正規生として渡日する場合の渡日旅費や非正規生の期間については奨学金を支給しません。

なお、日本語等予備教育を本プログラムに組み込むなど工夫することは差し支えありません。ただし、この場合であっても、標準修業年限を超えることはできません。

Q6-12 修士課程+博士課程の形態である既設のコースの場合、修士課程で採用した研究留學生が博士課程への進学を希望した場合は、引き続き研究留學生として奨学金等が支給されるのか。

A. はい、認められた優先配置人数の枠内で、奨学金の支給期間延長審査において延長が認められた場合は、博士課程においても研究留學生として在学できます。

7. その他

Q7-1 選定されたプログラムに、大学推薦特別枠として研究留學生候補者を推薦する場合、どのような手続きをとるのか。

A. 12月頃に大学推薦特別枠の募集について通知を発出しますので、通知に従い文部科学省に研究留學生候補者を推薦（翌年4月頃）することになります。なお、採用された研究留學生は原則としてプログラムが選定された年の翌年10月に渡日することになります。

ただし、初年度となる平成21年度10月入学については、プログラム選定後の6月下旬に大学推薦特別枠の募集通知を発出しますので、通知に従い文部科学省に研究留學生候補者を推薦（7月中旬）することになります。なお、初年度に限り採用された研究留學生は平成21年10月に正規課程に入学することになります。

Q7-2 申請書の提出は提出期間内の消印があればよいのか。持参可能か。

A. 期間内（平成21年5月25日（月）～29日（金））必着です。（消印有効ではありません。）定められた期間内に文部科学省に到着しないものについては、受け付けません。郵便事情での遅延は考慮できませんので、余裕をもって送付してください。また、原則として郵送とします。

Q7-3 文部科学省担当者から事前相談を受けることは可能か。

A. 審査は「外国人留学生の選考等に関する調査・研究協力者会議 国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム選定委員会」において行われることから、プログラム内容や選定の可能性等について文部科学省担当者から事前相談を受けることはできません。ただし、事務手続きに係る問い合わせについてはこの限りではありません。

Q7-4 本プログラムの説明会の開催予定はあるのか。

A. 説明会の開催は予定していません。
公募要領、審査要項、作成・記入要領について、本Q & Aに記されていること以外に質問等がある場合は、個別にお問い合わせください。

Q7-5 来年度も公募する予定はあるのか。

A. 現時点では未定です。